

## 最低賃金の改定について

令和5年7月28日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均1,002円、上昇額 41円の内容で答申をまとめました。これを受けて各地方最低賃金審議会が答申された引き上げ額は、全国加重平均1,004円、上昇額 43円と、過去最大であった昨年の引き上げ幅を大きく上回る内容になりました。

### ①全国加重平均1,000円台へ

本年の春闘における企業の賃上げの流れを中長期的に波及させるよう、コロナ禍以降の企業の賃金支払能力、2021年から続く物価上昇による労働者の最低限必要な生計費に関する数値をもとに、昨年に続き過去最高の引き上げ率（4.3%）が決定されました。なお、中小企業の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金、助成金などを通じた支援 および 労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取り組みの強化も答申において要望されています。

近年の先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍と国際的にみても低位となっていることも背景とされています。（厚生労働省『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』）

### ②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければならないなりません。最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

### ③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

### ④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）

(3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）

(4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

### ⑤令和5年度最低賃金引き上げ額（答申内容）

令和5年8月18日、全ての都道府県で地域別最低賃金の答申が出揃いました。

都道府県（一部抜粋）	令和5年最低賃金（答申）	引き上げ額
東京	1,113	+41円
神奈川	1,112	+41円
埼玉	1,028	+41円
千葉	1,026	+42円
愛知	1,027	+41円
大阪	1,064	+41円

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

### ⑥最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- (3) 月給制の場合  
月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,113円になると仮定  
月平均所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間

- ①基本給170,000円、②住宅手当10,000円
- ③家族手当10,000円 ④通勤手当 5,000円

月給195,000円から最低賃金の対象とならない③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は180,000円になります。

$180,000円 \div 160時間 = 1,125円 > 1,113円$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。お困りごとがございましたらご相談下さい。